

第19回 投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和2年9月25日（金）13:00～14:20

2. 場所：合同庁舎第4号館12階 1214特別会議室

3. 出席者：

（委員）小林喜光（議長）、高橋進（座長）、武井一浩（座長代理）、大槻奈那、
佐久間総一郎、竹内純子、夏野剛、岩下直行

（専門委員）石岡克俊、井上岳一、鶴瀬恵子、落合孝文、増島雅和、村上文洋

（政府）河野大臣、田和内閣府審議官

（事務局）井上室長、彦谷次長、黒田次長、渡部次長、山西次長、川村参事官

（ヒアリング）

<放送を巡る規制改革（フォローアップ）>

総務省 大臣官房審議官 湯本博信

総務省 情報流通行政局情報通信作品振興課長 三島由佳

文化庁 審議官 出倉功一

文化庁 著作権課長 岸本織江

文化庁 著作権課著作物流通推進室長 日比謙一郎

4. 議題：

（開会）

放送を巡る規制改革（フォローアップ）

（閉会）

5. 議事概要：

○川村参事官 それでは、定刻になりましたので、「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日はオンライン会議になります。お手元に資料を御準備いただき、御参加をお願いいたします。

また本日は、小林議長、河野大臣にも御出席いただいております。

河野大臣、御挨拶をお願いいたします。

○河野大臣 今日はお忙しい中、このオンラインの会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。このたび、また、規制改革を担当する大臣に5年ぶりに戻ってまいりました河野太郎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

経済成長を実現していくために、デジタル化に向けた様々な規制改革を加速していこうということで、今、いろいろなことをやっておりますが、放送の分野というのも非常に重要な対象の一つだと思っております。放送とインターネットというのがもう区別がなくな

ってきたといってもいいと思いますし、若い人を中心に生活行動が随分変わってきたと思います。

この間まで防衛大臣をやっておりましたけれども、自衛隊の駐屯地、基地に行って、若い人が寝泊まりをする隊舎を視察して、六人部屋、八人部屋という部屋を見るとテレビがないのですね。「テレビはどこに隠しているんだ」と言ったら、みんなが笑って「テレビは見ません。スマホで動画を見ています」というのがほとんどで、六人部屋でもテレビがあるという部屋のほうがむしろ少ないという状況で驚きました。

私はいまだに「チャンネルを回して」と言っていて、「チャンネルを回すって何ですか。リモコンを回すのですか」みたいなことを言われてしまう昭和な人間なのですけれども、自衛隊の若い隊員を見ると、本当に世の中は変わってきているのだなというのを痛切に感じます。

10年前は、動画をテレビで見る人が世界全体で5割だったそうです。スマートフォン、タブレットが1割と言われておりましたけれども、2017年のデータを見ると、もうテレビが4割、スマートフォン、タブレットで見る人が3割ということです。それにラップトップ、デスクトップを加えると、もう半分以上の人がテレビでないもので見ている、そういう時代になりました。

我が家には、テレビがありません。女房は時々パソコンでテレビ番組を見ているみたいなことをしておりますけれども、茶の間にテレビがどんとあったというのは、もう昭和のホーム番組なのかなと。ホームドラマの茶の間のシーンというのがあつという間に変わってきてしまったのかなと感じております。日本でも、テレビを見る若者の時間というのが減っているそうですけれども、イギリスなんかではもうこの10年で、イギリスの若者のテレビを見る時間というのは1時間半ほど減ったのだそうです。

そういう意味で、放送とインターネットで見るものの境目がなくなってきている。そういう時代に国民の皆様時代に即したサービスを提供していかないといかんと思っております。放送事業者と権利を持っている方がお互いにウィン・ウィンになるような規制改革をやっていかないといかんと思っておりますし、世界の中で日本だけが後れるということがあってはならないと思います。やはり日本のこういうものは世界最先端のルールをつくることによって、権利者、事業者が世界に打って出ていける、そういう状況をつくっていかないといかんと思っております。市場のパイを広げることで権利を持っている人が放送事業者からもらうお金も増やせるでしょうし、放送事業者も様々なビジネスチャンスを広げていくことができるのだらうと思っております。そして、国民が便利になれば三方よしということになりますので、しっかりとそこは進めていきたいと思っております。

この規制改革、今までは年に1回、閣議決定のための取りまとめをお願いをしてというやり方でやっていたようすけれども、デジタルの時代に年に1回の取りまとめでは時代に合わないと思います。やれるものはすぐやるということで、取りまとめを待たずに規制改革で必要なものは実行に移していきたいと思っております。最初の締めを10月の末と考

えておりますので、ぜひ皆さんもこの10月の末には物事が決まって実行に移せるというぐらいのスピード感でお願いしたいと思っております。役所が難しいことを言いましたら私が押し倒しますので、遠慮なく議論をしっかりとやっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○川村参事官 河野大臣、ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は高橋座長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○高橋座長 ありがとうございます。

皆さん、こんにちは。私の家にはまだ居間にテレビがありますがけれども、家内は専らNetflixを見えています。

さて、本日の議題は、「放送を巡る規制改革（フォローアップ）」でございます。

権利処理の円滑化については、7月17日の「規制改革実施計画」において、令和2年8月末までに総務省が要望を取りまとめ、令和2年10月末までに、総務省と文化庁が共同して権利者や関係者等から意見聴取を行った上で、検討、結論を得るとされました。

そこで、総務省には8月31日に取りまとめた要望について、文化庁には9月4日及び18日に開催された「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関するワーキングチーム」の概要及び今後の進め方について、本日は御説明をいただきます。

まずは総務省から御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○総務省（湯本大臣官房審議官） 総務省でございます。

それでは、私から、放送コンテンツの同時配信等における権利処理円滑化に関する放送事業者の要望につきまして取りまとめましたので、御報告させていただきます。お手元の資料1を御覧いただければと思います。

1 ページ目を御覧ください。放送事業者の要望取りまとめの概要でございますが、NHK及び民放在京キー局5社の要望をまとめたものが1点目でございます。一言で申しますと、NHK及び民放在京キー局5社につきましては、同時配信等を円滑に実施するためには、個別の課題のみの解決を前提としたものではなく、これを放送と同等に扱い、著作権及び著作権隣接権の権利処理全てについて、一括処理を実現することが不可欠であると考えています。

また、併せまして、特に在京キー局5社をはじめとする民放テレビ事業者の多くにつきましては、同時配信等を本格的に実施する段階に来ておりませんので、今後多様かつ柔軟な同時配信等サービスの可能性を担保し、また、視聴者の利便性と視聴機会の拡大等を図る観点から、「同時配信等」の範囲について、柔軟な内容とするよう配慮した検討を求めています。

こちらで申し上げました柔軟な内容というのは、※に書いてございますが、例えば「追っかけ再生」だとか、一定期間の見逃し配信等を含めることや、同時配信等について放送との地域の同一性を厳密には問わないといったようなものや、CMについて放送同様、配信における差し替えもある程度容認していただきたいと思いますということでございます。

また、2点目、この機会にローカル局の権利処理の現状と課題につきましても、全社に

対してアンケート調査を実施いたしました。その結果、特にローカル局につきましては、比較的製作時間の短い情報番組やニュース等を配信することが多く、数名程度の非常に少ない権利処理担当者が、限られた時間の中で膨大な量の作業を実施しております。このため、音楽著作権やレコード原盤・実演に係る権利処理の作業に負担感を持っていることが明らかになりました。

続きまして、2ページ目を御覧ください。具体的な解決を要望する項目として、幾つかの点を挙げさせていただきました。大きく制度的課題について検討が必要な事項と、必ずしも著作権法上の課題ではありませんが、密接に関連しており、制度改正が行われれば結果として円滑化につながる事項の2つに分けております。

まず、制度的課題について検討が必要な事項でございます。

1点目、著作権法上放送のみ許されている権利制限等を同時配信等にも適用したいということでございます。そこには<例>として書いてありますとおり、時事問題に関する論説の転載であるとか、政治上の演説等の利用は、放送においては権利者の許諾を得ることなく使用が可能となっているため、同時配信等にも拡大してほしいという趣旨でございます。

2点目、借用素材の権利処理の円滑化ということで、写真、記事、映像、絵画・美術品等、外部から借用している大量の権利物について、放送だけでなく配信の許諾についても条件や対価の交渉を行わなければならないため、これを円滑にしてほしいというものでございます。

3点目、商業用レコード、映像実演等のアウトサイダーへの対応でございます。権利団体に属さないアウトサイダーにつきましては、個別の許諾が必要になりますので、この点についての円滑化を求めるものでございます。

4点目、リピート放送の同時配信等に係る実演家からの許諾取得の負担軽減ということで、再放送につきましては、原則的に実演家の権利は報酬請求権で許諾は不要となりますが、これを配信する場合は別途許諾が必要だということで、現実問題として大きな手間がかかるという点でございます。

最後に5点目、楽曲の支分権管理に係る放送と同時配信等の一括処理ということで、特に楽曲の著作権につきましては、細かく区分ごとに管理が分かれておりますが、同じ楽曲であっても放送と配信では管理事業者が異なる点があるということから、現実問題として放送とまとめてワンストップで権利処理をなかなかしにくいという点でございます。

続きまして、3ページ目を御覧いただければと思います。必ずしも著作権法の課題ではないけれども、密接に関係する点でございます。

1点目、外国曲のシンクロ権に係る包括処理ということで、放送の場合には慣習として外国曲のシンクロ権というものの処理が不要であるが、配信の場合にはそれが発生するという点でございます。

2点目、その他様々な商慣習上の権利処理で、例えば、音楽番組においては、実際にア

アーティストの歌唱・演奏等を配信する場合に、レコード会社から専属解放の申請と対価が求められることがあります。これは放送では不要ですが、配信等では必要になってきます。さらに、スポーツ、音楽イベント等の中継、様々な点につきまして放送と配信では許諾スキームが異なっておりますので、円滑化してほしいという点でございます。

3点目、全体的な権利処理の作業負荷の軽減ということで、現実問題として、同時配信と放送で権利処理方法が異なることによりまして、膨大な事務作業が発生しており、手間・コスト・労力という点について課題があるので、今後円滑化をして、少しでも一括処理が可能になってほしいという趣旨でございます。

続きまして、裁定制度でございます。裁定制度につきましては、そもそも現行の著作物の放送に当たってのスキームが同時配信では使えないという問題点がございしますが、それ以前的前提としまして、そもそも裁定制度の電子化、また、特に民放局につきましてはNHKで認められている補償金の事前供託制度についての免除というものを適用してほしいというのが彼らの要望でございます。

以上、簡単ではございますが、総務省からの説明は以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

続きまして、文化庁より御説明をお願いいたします。

○文化庁（出倉審議官） よろしくをお願いいたします。文化庁でございます。

資料3を御覧ください。

1 ページ目をおめくりください。

初めに、検討に当たっての基本的な方針について御説明いたします。改めて申し上げるまでもございませんが、放送番組の同時配信等は、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から、非常に重要な取組であると認識してございます。

放送番組には、多様かつ大量の著作物が利用されておりますので、インターネット上での同時配信等を推進するに当たっては、迅速かつ円滑な権利処理が可能となる環境を整備する必要があると考えてございます。

この点につきましては、既に、集中管理などにより円滑な権利処理が実現できている部分もありますが、著作権法上、放送と配信で、権利の在り方にずれがある規定も存在しており、制度面での対応もしっかり進めていくことが必要だと考えてございます。

検討に当たりましては、幅広い関係者の意見を丁寧に聞きながら、「権利処理の円滑化」と「権利保護・権利者への適切な対価の還元」のバランスを取りながら、放送事業者と権利者がウィン・ウィンの関係を構築できるように考えていきたいと考えております。

こうした基本的な考え方の中で、総務省さんの先ほどの御説明にありました取りまとめ・放送事業者の意向を基にいたしまして、幅広い権利者の意見も十分に踏まえながら、総合的な課題解決に向けた対応を早急に検討してまいります。そのために、文化審議会著作権分科会の中に専門のワーキングチームを設置して議論を始めているところでございます。

続きまして、2 ページ目をおめくりください。検討のスケジュールでございます。7月

に閣議決定されております規制改革実施計画において示されたスケジュールに沿って着実に検討を進めていくということにさせていただきます。

まず、10月末までに措置の方向性を取りまとめるため、このワーキングチームを4回程度開催し、集中的に議論を行っていくこととしております。1回目の議論は9月4日、2回目の議論は9月18日に行っておりますが、1回目は放送事業者の意見をお聞きし、2回目は権利者側の御意見をお聞きいたしました。今後はそれを踏まえまして、措置の方向性についての議論を重ねまして、10月中旬頃にはこのワーキングチームとしての中間取りまとめを出しまして、一度、親会議であります基本政策小委員会への報告等を行っていくことを考えてございます。

その後、11月から12月にかけて、さらに3、4回程度、このワーキングチームで議論いただきまして、年末までに具体的な制度設計等を示す報告書を取りまとめるという予定でございます。

最終的にはパブリックコメントを経まして、著作権分科会の報告書を取りまとめて、次期通常国会への法案提出を目指したいと考えてございます。

3ページ目を御覧ください。検討の進め方でございます。

先ほど御説明のありました総務省の取りまとめにおきまして、「制度的課題について検討が必要な事項」として、5点、要望事項が整理されております。この中には、制度改正により対応すべきものが多いという認識をしておりますが、中には当事者間で契約の在り方等を工夫したり、合理的な権利処理方法等を協議したりする必要があるものも、より効果的ではないかというふうにも考えておりますので、制度・運用の両面から検討を、対応をしていきたいと考えてございます。

そのため、それぞれの課題の性質に応じた実効的かつ合理的な解決に向けまして、まず一つは、制度改正により対応すべき事項と、主として運用面での対応を進めるべき事項に分類、整備をすることとしてございます。

その上で、制度改正により対応すべき事項については、全て令和3年の通常国会での法案成立を目指し、優先的かつ集中的に検討を進めていく考えです。

2つ目の、主として運用面で対応を進める事項につきましては、総務省の勉強会での検討状況等も踏まえて、そのほかの課題とともに検討をしていくと考えてございます。

いずれにいたしましても、課題の総合的な解決のため、制度・運用の両面から早急に対応を検討してまいりたいと考えてございます。

引き続きまして、4ページ目を御覧ください。これまで実施しました1回目、2回目のワーキングでの委員からの御意見を御紹介させていただきます。項目ごとに少し整理をしてございます。

まず、検討の進め方、課題の整理でございます。先生方からの御意見としては、タイトなスケジュールの中で結論を得るためには、優先的に議論する課題を決めたほうがよいという意見があったり、もしくは、初めから論点を絞るべきではなく、全体の議論をする中

で、自然と優先順位づけは明らかになるのではないかという御意見。それから、法制度上の話とビジネス上の話というのは区分して議論したほうがいいのではないかという御意見もありました。

また、ステークホルダー間の調整が重要ではないかという御意見や、制度改正の効果について、要望する側であります放送事業者から明らかにすべきではないかという御意見も出てございました。

引き続き、5ページ目を御覧ください。措置内容に関しての委員の方々の御意見でございます。放送と同時配信等を法的に全く同じサービスだと位置づけることはなかなか難しいが、できる限り同様に取り扱ってほしいという意見は理解できるという意見や、権利者の意思に反しないのであれば、放送の許諾を得た場合に同時配信もできるようにする、こういうことなども考えられるという意見。このほか、現行の権利制限規定の見直しや、借用素材の権利処理の円滑化、音楽著作権の集中管理の在り方、こういうことに対する御意見などがございました。引き続き、関係者の意見を丁寧に伺いながら、課題の総合的な解決に向けて、このワーキングで検討を進めてまいりたいと考えてございます。

最後に6ページ目でございます。御参考として、ワーキングチームの委員の名簿をつけております。このワーキングチームには、総務省にもオブザーバーとして参加いただいております。一体となって検討を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、以上を踏まえて質疑応答に入りたいと思います。

いつものことですが、御発言の際には、ウェブ会議ツールの「手を挙げる」という機能がありますので、そちらで手を挙げていただきましたら、こちらから指名させていただきたいと思います。なお、いつものことですが、少し長くなりがちなので、できるだけ質問は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、手を挙げていただくようによろしく申し上げます。

まず夏野さん、お願いします。

○夏野委員 夏野です。よろしくお願ひいたします。

文化庁さんも新メンバーになられたと思うのですが、この議論は物すごく長い時間やってまいりまして、また新たにワーキングチームを立ち上げられたということで、また最初からやられているのかなと思うと、ちょっと気の遠くなるような思いをしています。

最初に、文化庁さんに質問なのですが、まず、検討に当たっての基本方針というので、これは権利者と放送事業者の意向を調整するということを宣言されていると思うのですが、冒頭に大臣から御発言もあったように、この同時配信の問題というのは、国民から見た場合に、同じテレビ番組を見ているのに、それがテレビ受像機で見ているのとスマホで見ているのでは、スマホで見ているときだけ「この権利処理のためこの画面は御覧いただけません」という画面が出てくるという深刻な、もう番組として成立しないような問

題が起こっていて、一つのサンプルとして民放さんがデータを出していただいたのは「蓋かぶせ」、つまりこの権利の調整が済んでいないことによって同時配信で見られないのが14%とか17%に至るということが現実起きていて、これは誰もがおかしいと思っているわけです。これをどう解決できるのかということで、規制改革会議も含めてずっとこの3年間議論してきたわけなのですけれども、今回のワーキングチームの基本方針のところ、国民の利益という観点が文言として入っていませんし、ワーキングチームのメンバーを拝見しても、専門家の方はいらっしゃるのですけれども、国民の利益、まさに今の日本、そしてこれからのこの内閣で一番大事にしている国民のために仕事をするという観点が入っていないと思うのですけれども、そういったものはどのようにこの議論の中で反映させていかれるのかが1つ目の質問です。

もう一つは、制度改正により対応すべき事項、3ページです。制度改正により対応すべき事項とか、運用面とを分けてという話がありましたけれども、放送事業者からの要望というのは、放送と同等に扱ってくればやりますよというお話だと思うのですけれども、同時配信等を放送と同等に扱うというのは制度的に何とかするという段階に、何とかしなければいけないという段階に来ていると思うのです。つまりどういうことかという、これまで10年以上も、最初にBBCがこの同時配信というのをイギリスで始めてから12年はたつわけですけれども、ずっとこの議論が進められてきて、当事者間の合理的な権利調整で済むのではないかといた御意見がワーキングチームであるようですが、そういう権利調整ができなかったから今に至っていると思うのです。そういう意味では運用面ではなく、制度的対応というのをしっかりと議論し、その方向で現実に同時配信の、こういった蓋かぶせなんか起きないようなことが進むという理解でいいのか。この2つの質問をさせていただきます。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

皆さんの手が挙がっているので、質問をまとめたいと思います。

今、夏野委員から2点、質問がありましたけれども、続いて質問をお受けしたいと思いますが、河野大臣、挙げられていますか。

○河野大臣 ちょっと文化庁に申し上げておきますが、この基本方針では、駄目。今、夏野さんからお話があったように、国民の利益、国民の利便性というものが第一に上げられていないような基本方針で物事を議論されては困る。

それから、これも夏野さんがおっしゃったけれども、もう同時配信というのが世の中で普通に行われている中で、日本の国際競争力をどうやって高めていくかというときに、世界でやっていて日本ではできませんというルールはあり得ない。これだけ長い間議論をしていて、まだ運用面でどうかと言うのだったらこんなものは要らないわけだから、きちんとしたルールをつくって、国民の利益が確保できる、日本の国際競争力に向けてのルールがつくられるというのが基本方針として議論ができないのだったら、これはほかのとこ

ろにやってもらうしかないのではないか。

だから、こんな基本方針で仕事をするというのは、少なくとも菅内閣では許される話ではないから、そこのところはちゃんと心を入れ替えてやってもらわないと。「これでやります」と言うのだったら、悪いけれどもチームをつくり直して、最初から、1日、2日で終わるような議論でやってもらわなかったら間に合わない。とにかくスピード感を持ってやってもらわなければいかんというときに、だらだら何か月もかけて何回もやりますというのは我々の内閣のやり方ではない。そこのところは文化庁、きちんと心と頭を入れ替えてやってください。よろしく申し上げます。

○高橋座長 ありがとうございます。

続いて竹内委員、お願いします。

○竹内委員 もう今、大臣と夏野さんにおっしゃっていただいたことに尽きるところがございますけれども、ちょっとだけ発言をさせていただきます。竹内と申します。

今、夏野委員から御発言があったとおりで、まず国民の目線がないということと、御説明の中で気になりましたのが、その制度面と運用面とを分ける、あるいは法務の部分とビジネスとはちょっと違うからと、距離があるからということだったのですけれども、ビジネスというのはその制度設計があって初めて成り立つものですので、そこを切り離して議論するということでは、かえって使いづらいものができるのは自明のことだと思います。ワーキングの中に事業者さんが入っておられない、あるいは国民の利用者の立場でお入りになっている方がおられないというところからも、これは今求められているもの、今までのさんごんの御議論を重ねてきた結果として出てきている内容としては、見直しをお願いしたいというふうに、委員として思います。

以上でございます。

○高橋座長 もう一方、佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

私も、河野大臣が言われたことに重なるわけですけれども、次期通常国会に出すというタイミングもありますが、当然これは、素人的に言うと非常に単純で、あらゆる法律において同時配信は放送とみなすと、こういう1行の法律で済むような話ではないのかと。もし、それで駄目だったら何が駄目なのかというところから検討すべきであって、運用でできる部分、制度でできる部分というのを分けるというのは、もう今の段階では不要だと思います。つまり、同時配信と放送は一緒というところからスタートすべきではないか、検討もそういう形ですべきだと思います。

先ほど皆さんが言われたのですけれども、私はNHKプラスを非常にありがたいと思って見ておりますけれども、先日もNHKのお昼のニュースを一人寂しく昼ご飯を食べながら見ていたら、一番見たかった大坂なおみ選手の全米での活躍がぷつと切れるということになるわけです。これはまさに運用では多分どうしようもない話でありますし、見ている者にとっては何の得にもなっていないということでもあります。

したがいまして、検討の仕方を変えるべきだと思うのですが、その辺は文化庁の方、いかがでしょうか。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

皆さん、似た観点からの御質問もございましたので、ではまとめて文化庁さん、回答をお願いできればと思います。

○文化庁（出倉審議官） 文化庁でございます。

ただいまの大臣をはじめ、委員の先生から大変厳しい御意見をいただきました。国民目線というところは、私たちは基本的にはまさしくそこを最初に考えながら議論をしていかなければいけないことだろうと思っております。委員の先生方に整理するときの考え方として、先生方には権利者と放送事業者、両方の意見をよく聞いてということで整理いたしました。きちんともう一度、国民目線でしっかり議論していくということも委員の先生にはよくお話し、しっかり議論を進めさせていただきたいと思っております。

それから、2つ目の運用面の話でございますけれども、基本的に今回、総務省から整理をいただきました制度的課題について検討が必要な事項の多くは、法制度改正が必要な事項であろうと私たちは考えてございます。ただ、議論の中で、制度的改正もしつつ、また中で運用面でやったほうがより効果的にできる、もしくは短期間でできるようなものがあれば運用面でやるということを外して議論することはないのではないかと考えておまして、制度面、運用面の両方でしっかり取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、この委員の中に利用者の目線が入っていないのではないかと御指摘もありました。閣議決定にございますように、放送事業者、それから権利者、両方の合意をしっかりと得た上で整理をしていくということにしてございますので、しっかり利用者の御意見もその都度聞きながら対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

今の点について、追加であればお願いします。

大臣、お願いします。

○河野大臣 著作権という権利を守るのは大事なことだと思いますけれども、今これだけコンテンツがビジネスの大きな部分を占める時代になっているときに、文化庁がこの著作権法を管轄しているのか、私にはあまり理解できない。文化庁がきちんこの議論の結論を出せないのだったら、所管の官庁を、著作権法を他の省なりなんなりに移すということも考えていかないと駄目なのだろうと思います。

この議論はさっきも話がありましたように、昨日、今日始まった話ではないというのが私の理解です。運用面で何かできるのだったら、もうそれは運用が行われていなければおかしい話であって、それができないから今ここで皆さんに時間を取っていただいてこういう議論をしている。きちんとしたビジネスができる、そして、世の中にとって本当に便利

になったというのを実感してもらおうというのが、菅内閣の規制改革の一丁目一番地だから、世の中から見ても便利にならないというのは改革の名に値しません。だから、いかに便利にするか。

さっき、スポーツ選手のプレーが見えないという話がありましたけれども、多くの人がそれを感じているわけで、それを解決するような答えがきちんと出せないのだったら、文化庁にこの問題を触らせるわけにはいかないと思います。そういうことを含めて、なるべく早期にちゃんとした結論を出して、ビジネスの世界でこのお金のやり取りをどうするか、価格をどうするか、それはビジネスの中でしっかりやらなければいけないわけだけれども、少なくともそれができるような権利をきちんと、その制度として確立するというのをなるべく早くやらないと、世の中便利になったということは感じられないと思います。

○高橋座長 ありがとうございます。

文化庁サイドから何かございますか。よろしいですか。

○文化庁（出倉審議官） 文化庁でございます。

大臣のお言葉もしっかり心にとめて、やらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

関連して私からも一つ質問させていただきます。

法改正、これは一応期限が決まっているわけですがけれども、法改正と同時に運用面でもきちんと処理ができなければ法改正後すぐに動かないわけですし、そういう意味では先ほど、運用面でできるものがあればどんどんやって短期間でもできるとおっしゃいましたけれども、懸念されるのは、逆にその法制、制度が変わっても、運用面が動かなければ実態的にはトータルで動かないということになりますので、法改正とともに全体が動くようにするというので、そういう意味では、制度運用も含めて法改正以降は動けるような体制をつくっていただけると。あるいは、そのための環境整備をするという理解でよろしいのかどうかお願いしたいと思います。

○文化庁（出倉審議官） 今の件につきましては、放送事業を担当します総務省ともよく連携して、しっかりそのようになるように努力してまいりたいと思います。

○高橋座長 ありがとうございます。

続きまして、落合委員、岩下委員、武井委員の順番で、三人まとめてお願いしたいと思います。

落合委員、どうぞ。

○落合専門委員 分かりました。では、落合から何点か伺わせていただきます。

まず、制度と運用という話の問題も、これまで何人かの御指摘の中で出てきておりましたけれども、その中で、特に制度改正で対応するもので優先的に検討するとかお話がありますが、年末までに決着がつかないという形で、やはり先延ばしとみられるような議論が

されているように思います。今回の議論を早めに先倒しして進めていただくということでもよろしいかというのを文化庁にお聞きしたいです。あと、この質問に関連して、総務省で開催されている勉強会で、どういう形のメンバーをどういうスケジュール感で今後行われていくのかというところを教えていただければと思っております。これがまず質問の1点目です。

2点目としては、やはり重要な点として、日本では放送と配信がなぜ異なる扱いになっているのかということが、これが非常にそもそもの問題として重要なのではないかと思っております。条約であったり、諸外国における整理というのは異なって、伝送路以外はほとんど同じことをしているのにもかかわらず、日本ではわざわざ放送と配信というものを分けて法律で規定しています。これによって非常に多岐にわたる問題を解決しないといけないという状況が出てきているという部分があると思っております。

今回の会議では利用者視点でというのが特に大事なメッセージだと思っております、その視点でいった場合、ほとんど同じような形で見ているにもかかわらず、やはり放送と同時配信で違う番組が流れてくるというのはどうなのでしょう。これはそもそも根本的な放送と同時配信という、著作権上同等に扱うような制度改正をしていないからではないかということだと思いますので、これも文化庁のチームの中では丁寧に検証して、積極的にこの点は是正するような方向で議論を進めていただくべきではないかと思っておりますが、この点についてどうお考えになるのでしょうかというのが第二点です。

また、第三点として、文化庁に同時配信の範囲について、総務省の御説明の中で、放送事業者からの要望事項ということで幾つか挙げていただいていた中と重複すると思っておりますが、同時配信等という場合、どこまでの範囲を同時配信等という形にするかということは大変だと思っております。本当にリアルタイムに配信しているだけではなくて、ネットの場合ですと見逃したものを後から見たりですとか、そういった使い方もできるということも非常に重要な側面になっていると思っております。その観点で追っかけ再生であったり、そういったものもあります。また、放送したものを配信する場合というのは、地域の同一性というのは、放送と違って、この県に特定してだとか、この場所に特定してということではなくて、こうやってきますので、こういった点についても問わないだとかも整理が必要です。あとは放送事業者がおっしゃられていたような同一コンテンツであることに関する条件であったりだとか、CMの差し替えだとか、こういうことも含めてある程度認められるような形にしていかないと、利便性のあるような形にならないのではないかと思っております。

最後に第四点ですけれども、拡大集中許諾について、これがどう扱われるのかということですが、規制改革の実施計画において、令和3年中に改めて要否を明らかにするという事になっておりますけれども、今回のワーキングチームの検討の進め方、論点では何も触れられていないということです。これはどのような段取り、スケジュールで議論されていくのかということがあると思っております。

主に、今回、放送事業者のまずネット進出のためにということで、同時配信等に主にフ

オーカスして議論しておりますけれども、さらにウェブキャスティングで見られるようにしていくということも非常に大事な観点になっていまして、その中で拡大集中許諾というのも大事ではないかということを経済改革会議でも従前から申し上げていたことではありますので、同時配信に加えてそちらの拡大集中許諾というものについてもどう考えていられるのかという点も伺えればと思います。

すみません。長くなりましたが、以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

4点、後ほど御回答いただきます。

続いて岩下委員、お願いします。

○岩下委員 かしこまりました。岩下でございます。文化庁さんに質問をさせていただきます。

大きく1点だけなのですが、幾つか細かくなります。今回の御説明では、現在の検討が文化審議会の著作権分科会の基本政策小委員会、もっともタスクフォースはワーキングチームでしたか、そこで検討されているという御説明だったと思います。私は気になりまして、ここでどんなメンバーでどんな議論が行われているかというのが、この文化庁さんのホームページを拝見したところ、基本問題小委員会さんのほうには消費者の代表さんをはじめ、様々な国民の代表的な方が入っていらっしゃる、かつ、その同時配信を積極的に進めると。あるいは、なぜこんなに時間がかかるのだと、他省庁のワーキング・グループの結論が出ないと検討できないのはおかしいではないかと、さっさと進めろという議論をされているのを見て、私は逆に愕然としたのです。この基本問題小委員会ではそういう意見がそれなりに出ているのにもかかわらず、なぜそういう議論が文化庁さんの意見として出てこないのだろうかというのがまず不思議なわけであります。かつ、小委員会の下にワーキングチームがつくられて、この9月以降に4回にわたって開催されるということなのですが、このワーキングチームの議事録はないみたいですね。

さらに言うと、この小委員会というのは議事録も全て公開されるスタイルで、国民の意見を吸い上げる形になっていると思うのですが、どうもこの中では少なくとも同時配信あるいは権利者側の保護を強めるために、今の進め方をすべきではないとか、あるいは先ほどワーキングチームの中の議論にあった時間が短過ぎるとか、あるいは何とか個別に解決したいとか、そういう議論は全然出てきていないみたいなのですが、これは本当は、小委員会あるいはワーキングチーム以外の場でそういう議論がなされているのですか。それはどうやったら分かるのでしょうかということと、この小委員会のように、ワーキングチームそのものの議事録も公開されるのですか。一応、資料を見ますと、ネットでの公開を前提とするというような方針だと書いてあるのですが、それはどこを探しても見つからないので、誰がどんな議論をしているのかをもっと国民に見せないと、国民は一体誰がこの議論を止めているのかが分からないと思うのです。ぜひそこを明らかにしていただきたいというのが私からの質問であります。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

武井委員、お願いします。

○武井座長代理 ありがとうございます。武井でございます。

まさに河野大臣がおっしゃったとおりで、この話はまさに典型的な三方よしの話ですし、しかも日本経済の成長戦略としてもデジタル戦略としても大変大事な話だと思うのです。その中で、先ほど文化庁さんも国民目線で議論しますとおっしゃいましたけれども、具体的な方法論として、今回、著作権法のあらゆる世界で、放送において同時配信、追っかけ再生、一定期間の見逃し配信を放送と同等に扱うという原則論、総論をまずきちんとシェアすべきなのだと思います。そこを出さないで各論ばかりやっていると、直せるところだけ直すとかになりますし、制度改正は要らないとかの話をされても進まないの、まずは総論をきちんとシェアし、その原則をきちんと固めるというリーダーシップをきちんと文化庁さんに発揮していただくこと。そうじゃないとおよその話は進まないのだろう、ここ数年の話と同じになるのだと思います。まずきちんと総論を固めるということをやっているっていただく必要があるかと思えます。ですので、そういった進め方になっているかどうかきちんと見ていただく必要もありますし、あと、ワーキングの進め方も委員の方に白地で意見を聞くよりも、まず文化庁さんが方針をきちんと示すということをやらないと短期間に議論が進みにくいのではないかと思います。何が問題なのかの洗い出しだけでなく、制度を変えるニーズがありませんとか、この部分は制度は変えなくてもいいのですという説明を先にされても納得がいかないということになるので、まずは総論、原則をきちんとシェアしていただくということをやっていただく必要があると思えます。

あと、契約上の工夫でやればよいというお話についても、契約上の工夫の前提というか環境として、法律を改正することで契約の現場、当事者の現場にも影響を与えていくわけで、契約ですべてやればよいということではないと思えます。法律はきちんと原則を含めて直す、変えるということをやって初めて、その先の契約実務にも影響が出てきますので、きちんと総論をシェアすることが重要ではないかと。この総務省さんがまとめられた資料に書いてあります「同時配信等」の中身、追っかけ再生を入れてくれとか、放送との地域の同一性を問わないとか、完全に放送と同一コンテンツであることを条件としないとか、CMについての話とか、こうした4つの現場の話をきちんと踏まえて総論を構築する。あともう一つ大事な点として、裁定制度を含めて著作権法のあらゆる世界でデジタル対応を進めていくこと。裁定制度はデジタル対応の各論の一つです。そういった著作権法における放送の話とデジタル対応、この2つについて総論をきちんとシェアしていただく必要があるのではないかと思います。

以上、私の分はコメントとなります。

○高橋座長 ありがとうございます。

ではここで括って、御回答いただきたいと思えます。

まず落合委員の御質問で、最初の部分は文化庁さんと総務省さん両方にわたると思いますので、両方から御説明をいただきたいと思います。

まず、文化庁さんからお願いします。

○文化庁（出倉審議官） 運用面の問題についてはなるべく早くという御趣旨だったと理解しています。総務省とも協力しながら、勉強会の検討状況を踏まえてできるものからしっかりやっていきたいと考えてございます。

○高橋座長 総務省さん、この点だけお願いします。

○総務省（湯本大臣官房審議官） 総務省でございます。御質問ありがとうございます。

私どもの勉強会では、主に運用面の課題を中心に検討しております。と申しますのは、先ほど放送事業者の要望を御説明させていただきましたけれども、ある意味スタンスがはっきりしておりまして、最終的には一括処理を実現することを目指しています。その上で、様々な課題があるとしたら具体的に何があるか、より細かい話について議論をして、なるべく課題を抽出することを第一に考えております。

具体的な最近の例で言えば、音楽の著作権者とか借用素材の関係者をお呼びして、具体的な課題を抽出していただきました。スケジュールといたしましては、文化庁のほうで10月中にまとめるということで、それになるべく合わせる形で、課題の具体的な問題点を多く抽出して文化庁に渡して、連携してやっていくということを想定して、今、精力的に勉強会を進めているというところでございます。

以上でございます。

○高橋座長 既に勉強会をやっていたという事ですね。

○総務省（湯本大臣官房審議官） はい。大体1、2週間に1回のペースで精力的に議論を今、しているところでございます。

○高橋座長 その議論の中身は公表されているのですか。

○総務省（湯本大臣官房審議官） 詳細は公表しておりませんが、概要はホームページで公表しております。

○高橋座長 ありがとうございます。

続きまして、文化庁さん、それ以外の質問について回答をお願いします。

○文化庁（出倉審議官） 外国との違いについては、著作権法上の世界と、放送と通信の世界と両方あるのだと思います。私たちとしては著作権法上は極力同じような形になるように、今回しっかり議論をしていこうということで、委員会のほうでもそういう形で議論を進めていきたいと考えてございます。

それから、同時配信の範囲の話ですけれども、これも総務省の取りまとめにありました同時配信だけではなく、見逃し配信等も含めてしっかり検討をしていかなければいけないと思っています。いずれにしても、そこの件については、放送事業者の御意見なんかも十分に聞き、権利者の御意見も聞いて整理してきたいと考えてございます。

それから、拡大集中許諾の件でございますが、これにつきましては、規制改革の実施計画の中で、まず先に同時配信等をやって、その後に拡大集中許諾制度等については議論を整理していくということで、2番につきましては、1、3を優先的に措置した上で、令和3年中に改めて要否をとということになってございますので、そういう中で、まずは同時配信と裁定制度のところをしっかりと整理していくのを優先させていただきたいと考えてございます。

それから、ワーキングチームの議事の公開についてでございます。一つ大変申し訳ないのは、議事録の公開はすることになってございますが、ただいま、委員の方に見ていただいているところでございますので、出来次第、公開をさせていただきたいと思っております。

それから、このワーキングチームはウェブ会議でやってございまして、登録すれば傍聴できることになってございますので、そういう意味では公開でさせていただいているということでございます。

それから、デジタル対応は大変重要な問題だと思っております。しっかり対応させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○高橋座長 岩下委員に言っていただければいいかとは思いますが、私からも申し上げます。議事録の点は分かりましたけれども、要するに、基本問題小委員会あるいはワーキングチームで議論されている、それ以外の場で実際には物事が動いているのではないかという御疑念があるわけですが、この点についてはいかがですか。

○文化庁（出倉審議官） 今の御意見は、著作権分科会以外のところでいろいろ議論がなされているのではないかという御趣旨でお答えさせていただければと思います。このワーキングチームの議論も当然、著作権分科会の中でも共有していますし、権利者、放送事業者とも共有しながらしっかり議論をしていくということでやっておりますので、全くそういうところの方々の御意見を反映しないで議論していくということにはなりませんし、しないというふうに考えてございます。

○岩下委員 しかし、今、著作権分科会の基本問題小委員会の議事録を読みましたが、皆さんは進めろとおっしゃっていますよね。だから、この公開されている議事録からは誰が止めているのかが分からないではないですか。誰が止めているのですか。

○文化庁（出倉審議官） 今の御指摘には私どもで分からないところがあるのですが、止めているということは全くないと思いますし、私たちは規制改革実施計画に沿ってしっかりやらなければいけないと考えてございまして、そのために一つずつそれぞれの専門家の方にお話をいただいた上で、さらに上の会議にも報告し、しっかり成果を出していきたいという形で進めているところでございます。

○岩下委員 いや、この会議に参加したメンバーで止めていないなんて思っていない人はいませんよ。明らかに止めているでしょう。それは誰が責任なのですか。文化庁さんが悪いのではなくて、文化庁さんに働きかけている人がさんざんいるのだと思うのですよ。そ

の姿が見えてこないから、せめてそういう人をその審議会の場に呼んで、その人たちの言い分だってあるのしょうから、ちゃんと公にしたらいではないですか。そうであれば誰が止めているのかが明らかなのに、現時点では、何のためにこれを公開したのか分からないですよ。だってみんなが進めろと言っていることが進んでいないのだからそれはおかしいではないですか。

○文化庁（出倉審議官） すみません。先生の御趣旨が私たちはうまく理解できていないかもしれませんが、私たちとしては、今回の検討に当たっては、放送事業者の御意見もしっかり聞き、権利者の御意見もしっかり聞いて整理をし、両者が合意できるようなものを整理した上で法改正をしっかりとやっていくという形で進めておりますので、先生が御指摘のような止めているということは私としてはないというふうに理解しております。

○高橋座長 ではその点は一応収めまして、先ほど武井委員からコメントとおっしゃりつつも大事なお話があったと思いますけれども、総論的にその原則をきちんと打ち立ててその上で議論すべきではないかという御指摘がありましたけれども、これについて文化庁さんはいかがですか。

○文化庁（出倉審議官） 文化庁としては、今回の規制改革実施計画の中にもありますように、放送のインターネット同時配信等を、著作権法上、放送と同等に扱うことに丁寧に議論を行うこととなってございますので、その中では放送事業者の話もよく聞き、権利者の話もよく聞いて整理をしていきます。実質的に同等に扱えるような形ができればいいという形で、今、総合的な課題解決に向けて整理しているところでございます。

○高橋座長 大臣、よろしゅうございますか。

○河野大臣 文化庁、どう考えてもあなたたちが言っていることはおかしい。国民の利便性を考えて規制改革をやれと言っているのだから、もっと早いスピードでらないとやらないと。7月17日の閣議決定の文書がこうですと言ったって、もう内閣は変わっているのだから。今度の内閣は規制改革をスピード感を持ってやりますと言っているのだから、ここへ戻ってきてああだこうだ言われても困る。

今の議論を聞いている限り、これを早くやらなかったら国際競争力にも影響するし、国民の利便性にも大きな妨げになっているのは明確なのだから、文化庁がまず、さっき先生方がおっしゃったような、原則はこういうふうにやりますということを示して。あとの微調整をどうやるかというのは文化庁がやるのかもしりませんが、少なくとも法改正に向けて、新しい制度はこういうふうにやるんです、という原則を文化庁が出せないのだったら、それは文化庁にはできませんということ。あなた方ができるのかできないのかだけをはっきりしてほしい。できないのだったらほかでやる。ちゃんとやるならこういう会議で「やる」とって言い切ってください。できるのか、できないのか、それだけまずはっきりしてほしい。

○文化庁（出倉審議官） 大臣からは大変厳しいお言葉もいただきました。私たちとしてはしっかり対応させていただきたいと思っておりますので、しっかり規制改革実施計画に沿って

やっていきたいと思います。なるべく早く成果を出したいと思いますので、いろいろまた御指導をいただければと思います。

○河野大臣 まず、きちんと原則はこうだということを早く出して、それを実現するためにどうするかという議論をしてもらわなかったら、原則がどちらに向くのかよく分かりません、みたいなことで、これだけの人に集まっていたいて、これだけの時間を使ってもらったら申し訳ない。だから原則はこういうふうにするのです、諸外国並み、あるいはそれ以上のことができるようにする、国民の利便性を最大限マックスにします。そういう原則を出した上で、具体的にそれを実現するためにどうするんだということをきちんとやる。そうでなかったら、これだけの人に集まっていたいて時間ももったいない。そういうことをきちんと出して進まなかったら規制改革なんかできないのはみんな分かっているのだから。こういうビジネスに関わるものが文化庁の手に余るのだったらそう言ってもらいたい。それなら所管官庁をほかに移して、もっとスピード感を持って議論すればいいのだから。

○文化庁（出倉審議官） 大臣のお話もありましたので、しっかりスピード感を持ってやっていきますので、御指導をお願いいたしたいと思います。

○河野大臣 だからさっき言ったような原則でいいのかか。

○文化庁（出倉審議官） 放送と同等な、より円滑に権利処理ができるような形でしっかり進めていきたいと思っております。

○河野大臣 それを具体化するための議論をきちんとしてもらわなければいけないのだから、まずこういう原則でやるのだというのをきちんと書いて持ってきてほしい。

○文化庁（出倉審議官） はい。

○高橋座長 ありがとうございます。

ほかの委員が手を挙げていらっしゃるようですので、増島委員、お願いします。

○増島専門委員 ありがとうございます。

著作権の話は、多分、内閣府さんとかいろいろなところでやられていて、その議論というのは非常に前向きな議論をされているように思います。中村先生は知財戦略推進事務局の委員も兼務されているとか、多分、御知見のあられる方はいっぱいいらっしゃるように思います。

そして、文化庁さんの議論がこういう議論になってしまっているのも、例えば、この池村さんはもともと文化庁への出向者だったりするではないですか。だからこういう人で議論をしてもなかなかうまくいかないという話はあったりするのではないかなという気がしますし、議論がその中で閉じちゃっているような気がします。政府全体で見たときに前向きな議論をちゃんとしているような会議体が、著作権について現に存在しているということですので、こういう議論とちゃんと連携して、開かれた形でいろいろな議論をちゃんと聞いていただいて、多分、今、何が世の中で求められているのかというのをちゃんと理解していただいてやらないとうまくいかないのではないかと思うのです。ほかの省庁なりな

んなりでの検討というのは、どのぐらいきちんと真面目に受け止めてやられているのか、ちゃんとオブザーブしているのかみたいな部分について少し教えてください。

○高橋座長 ありがとうございます。

落合委員、再度ございますか。

○落合専門委員 はい、私からも。

皆さんから既に御指摘いただいていたことには賛同するとともに、あともう一点、どうやって議論を早く進めていくかに当たっては、放送事業者だったり権利者との意見聴取をいかに素早くやっていくかということも非常に大事だと思っております。その意味では、今回のワーキングチームの人選という中に、国民の声ということもあるのですけれども、放送事業者も入っていないければ権利者団体も入っていないと。こういう中でどうやって迅速に意見調整をして速やかにまとめていくのかということがあります。これをどうやられていくおつもりなのかというのを文化庁さんにお聞きしたいと思っております。

また、総務省さんのほうでも勉強会の内容を御説明いただいて内容は分かりました。その内容をまとめたものを放送事業者の案として、文化庁と調整していかれるのだと思うのですけれども、それに当たって、今後どうサポートしていかれるのかということをお伺いできればと思いました。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

予定した時間が来ていますので、竹内委員にコメントいただいて、一応そこで括らせていただきます。

竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 申し訳ありません。1点だけ。

先ほどワーキングについて動画で公開しているのではというお話があったかと思うのですけれども、それと併せて議事録作成をされるのだとは思いますが、こういった、今、政府全体の委員会の中で、よく動画で公開しているから公開しているというようなものがままあるのですけれども、やはり後世からきちんと検証を行いやすくするためにも、やはり議事録作成というのはお手間だとは思いますが、きちんとやって公開をしていただいて、後々、どういう時点でどういう意見があってどういう判断がなされたというのが検証しやすいようにしていただければと思います。こちらはお願いでございます。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、質問に当たる部分については文化庁さん、お願いできますか。

○文化庁（出倉審議官） すみません。竹内先生のものからお答えいたします。動画の配信ではなくてオンラインで会議の傍聴ができることにしておりますし、遅れておりますが議事録も必ず出しますので、またそれもしっかりお読みいただければと思っております。

それから、ほかのところの会議体との関係ということでございますけれども、この同時

配信の議論につきましては、政府の知財推進計画の中にも同様の整理がなされていてしっかりやるようにということで、それも受けて私たちのほうで今、議論しているということでございます。

それから、ほかの放送事業者などに今回の取りまとめの議論などがちゃんと反映、もう一度意見を聞くことができるのかというお話だったと思います。これにつきましては、しっかり取りまとめをした場合にはきちんと意見を聞くということ。もう一つは、今回のワーキングチームの取りまとめは、著作権分科会のほうに報告をしてさらに議論いただくようにしていますので、そちらの分科会には放送事業者も入ってございますので、そこでまた議論いただきたいと思います。以上です。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

みなさん、ほかに意見ございますか。

落合委員。

○落合専門委員 ほかの方がどなたか御質問するかなと思っていて質問しておりませんが、今までと違う観点で少し聞かないといけないことを聞き漏れていたように思いますので、追加して違う話題を聞かせてください。

まず一つが、ローカル局の権利処理支援というお話というのも、これも総務省からいただいておりますが、総務省のほうとしてどういうふうに今後さらに支援されていくのかというのがあります。これを踏まえて、文化庁のほうでもローカル局の権利処理ができるように、権利処理の簡素化にどういう形で取り組まれていくのかというのが一つあるかなと思っています。

あともう一点なのですけれども、これは総務省のほうにですけれども、規制改革実施計画の中で放送事業者が権利者に支払うべき適切な使用料について議論を行うように、検討の場が設けられるように必要な措置を講ずるということになっています。適正な対価の担保というのは権利者ためにも非常に重要だと思いますけれども、総務省のほうで現時点ではどういうふうに進め方を考えられているのかというのを教えていただければと思います。

すみません。時間を超過していましたが、以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、回答をお願いします。

○総務省（湯本大臣官房審議官） 総務省でございます。

今、御質問があったことと、先ほどの点も含めまして、簡単に御回答申し上げたいと思います。

まず勉強会の件なのですけれども、勉強会には文化庁もオブザーバーとして入っておりまして、その議論も反映していただきたいと思いますところでございますが、今後様々なエビデンスを含めて、より必要な事項、詳細な事項が出てくると思いますので、その都度、なるべく我々のほうで深い議論をしていきたいと思っています。

特に私どもは要望している立場でございますので、とにかく円滑に一刻でも早くすすむように最大限努力をしてみたいと考えているところでございます。

それから、御質問にありましたローカル局の権利処理の関係でございますが、確かに今回のアンケートで、先ほど申し上げたとおり、ノウハウとか様々なものが不足しているということが予想どおり明らかになりました。私どものほうは、予算面もちょっと含めまして、何とかそのノウハウにつきましては行政側としても支援できる余地があるのではないかと考えているところでございますので、令和3年度の予算要求も含めて、今度必要な支援策を何とか講じたいと思っているところでございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

○総務省（湯本大臣官房審議官） すみません。もう一点、先ほどの話でよろしいですか。

○高橋座長 どうぞ。

○総務省（湯本大臣官房審議官） ビジネスの話でございます。この点については我々もずっと放送事業者と権利者の話合いというのは持つべきだと考えております。今、まだサービスが必ずしも具体化していない段階におきまして、お金のやり取りの話はなかなか難しい面があると思いますが、これまでも促しているところでございますし、さらにもし必要があれば、当事者間の了解を得られればという前提になりますけれども、運用面のそういった話につきましても、総務省自らが汗をかいて場の設定みたいなものを考えていきたいと考えているところでございます。

○落合専門委員 御説明ありがとうございます。

最後に御説明いただいた料金の点についても、制度ができて、例えば、オンライン教育の場面の話でなかなかすぐにできなかったということもあるので、こういう場で各者の懸念を払拭しながら早めに進めていくというのが重要だと思います。この点は、今後制度の議論が具体化してからということだとは思いますが、よろしく願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

時間もなくなってきましたので、本件についての議論はこのぐらいにしたいと思います。大臣、何か追加でございますか。よろしゅうございますか。

○河野大臣 ありがとうございます。

しっかり国民の利益になるような規制改革を進めてまいりたいと思いますので、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

○高橋座長 ありがとうございます。

もう大臣のお言葉で全て尽きているとは思いますが、少しだけ私として、座長として総括させていただければと思います。

本日は総務省と文化庁に御参加いただき、10月末の中間取りまとめに向けた措置の方向性について、御議論いただきました。

やはり何といたっても本件については、専門家の目線だけではなくて、放送や配信といった伝送経路を問わずによいコンテンツを届けるといふ、国民目線での議論がまず必要だと

いうこと。それから、デジタル化を進めていくと、成長戦略だということ、ここをきちんと踏まえるべきだと思います。

その上で、どういう措置をしていくのかということについて、改めて原則を総務省さんに示していただいて、その上で具体的な検討に入っていただきたい。もちろん期限がつくわけですが、お願いしたいということがございます。その点については今日は文化庁さんにも御了解いただいたということで理解しております。

若干、その各論について申し上げますと、なぜ放送と同時配信が我が国の場合は別々になっているのか。その分けている必要性、そこの有無からきっちり示していただきたいということ。

それから、もちろん放送事業者に様々な課題があるわけですが、やはりあるべき姿と同時に、実務的な負担の観点からも議論されるべきだと思います。出来上がった制度が放送事業者にとって使いにくければ意味がないわけですし、そういう意味では、ローカル局のことも含めてきちんと意見を聞きながら議論を進めていただくことをお願いしたいと思います。

そして何よりも、権利者の合意も不可欠だと思います。放送事業者と権利者それぞれにとってウィン・ウィンになるような形をつくらないといけないと思いますので、そこは文化庁さんと総務省さんで汗をかいていただいて、両当事者をきちんと巻き込んで答えを出していただきたいと思います。そのための法改正を求めたいと思います。

放送のネット進出が現に進む中、著作権分野の改革は一刻の猶予も許されません。文化庁のワーキングチームを中心とした議論については、当会議としても随時フォローしてまいりたいと思います。

以上です。

武井さん、何か追加でありますか。

○武井座長代理 ごめんなさい。締めたあとに申し訳ありません。文化庁さんがスピード感を持ってとおっしゃった点なのですが、さっきおっしゃった利害当事者をワーキングに入れられない理由で、親会にいるからという御説明は、スピード感を持ってやらないのではないかと誤解されないようにされたほうがよいかと思います。そういう趣旨でおっしゃったのではないのだとは思いますが。進め方の過去の慣例にとらわれない、どうすれば本当にスピード感なのかが重要で、親会になってからもう一回調整するというのでは時間がかかる話であるようにも聞こえてしまうので、スピード感を持ってとおっしゃっている部分について実質を担保することも意識していただければと思います。

最後になってしまってますみません。以上です。

○夏野委員 あと座長、僕の聞き間違いかもしれませんが、方針を示してもらうのは総務省さんではなくて文化庁さんにですよね。

○高橋座長 文化庁さんです。

○夏野委員 ありがとうございます。

○高橋座長 文化庁さん、何かございますでしょうか。

○文化庁（出倉審議官） 今日はいろいろ御指導いただきましたので、またしっかり私たちも検討を進めていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

総務省さん、ございますか。

○総務省（湯本大臣官房審議官） 特にございません。いただいた御意見をしっかりと受け止めて精いっぱい汗をかいていきたいと思えます。

○高橋座長 ありがとうございます。

説明者の皆様、大臣、委員の方、大変ありがとうございました。

大臣、委員の方は残っていただいて、総務省さん、文化庁さんには御退室いただきたいと思えます。

（説明者退室）

○高橋座長 本日の会議は以上としたいと思いますけれども、最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

○川村参事官 本日はありがとうございます。次回の当ワーキング・グループの日程につきましては、事務局より追って御連絡を申し上げます。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

大臣、今日は大変ありがとうございました。叱っていただいたおかげで文化庁に宿題を出すことができましたので、回答をもらえることを楽しみにしております。

それでは、これにて会議を終了したいと思います。本日はお忙しい中をお集まりいただき、どうもありがとうございました。

○河野大臣 皆さん、どうもありがとうございました。